

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和4年3月30日 一部改正</u> <u>令和4年4月11日 一部改正</u></p> <p>海外投資(株式等)保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009。以下「約款(株)」という。)第39条及び海外投資(不動産等)保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00010。以下「約款(不)」という。)第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043 沿革 (略)</p> <p>海外投資(株式等)保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009。以下「約款(株)」という。)第39条及び海外投資(不動産等)保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00010。以下「約款(不)」という。)第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>	
<p>(申込み)</p> <p>第2条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、約款(株)の申込みにあつては別紙様式第1「海外投資(株式等)保険申込書」、約款(不)の申込みにあつては別紙様式第2「海外投資(不動産等)保険申込書」及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00091)に基づくスクリーニングフォーム並びに各様式ごとに次に定める書類の写しを<u>日本貿易保険の本店又は大阪支店(以下「本店等」という。)</u>に提出(<u>提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。</u>)するものとする。ただし、申込前に提出したものについては提出を要しないものとする。</p>	<p>(申込み)</p> <p>第2条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、約款(株)の申込みにあつては別紙様式第1「海外投資(株式等)保険申込書」、約款(不)の申込みにあつては別紙様式第2「海外投資(不動産等)保険申込書」及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00091)に基づくスクリーニングフォーム並びに各様式ごとに次に定める書類の写しを本店に提出するものとする。ただし、申込前に提出したものについては提出を要しないものとする。</p> <p>一 <u>被保険投資の相手方の定款(約款(株)の申込みの場合に限る。)</u></p> <p>二 <u>海外投資について投資契約を締結した場合にあつては、その契約を証する書類(当該海外投資が増資による場合にあつては、増額増資決議を証する書類)</u></p> <p>三 <u>海外投資に係る投資受入国の政府等の許可等を受けた場合にあつ</u></p>	

新	旧	備考
<p>一 <u>払い込み等を証する以下に掲げる書類</u>。ただし、送金額により取得のための対価の額を設定する場合に限る。また、申込み後に送金又は輸出を予定している場合は送金又は輸出後1月以内に別紙様式第3「海外投資保険送金確定通知書」とともにこれを提出する。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>二 約款(株)第2条第1項第6号の危険(以下「信用危険」という。)の場合にあっては、被保険投資の相手方の事業計画書</p> <p>三 当該被保険投資の相手方における直近の財務諸表等。ただし、簿価純資産額により取得のための対価の額を設定する案件に限る。</p> <p>四 約款(株)第2条第1項第4号の規定に基づき、外国政府等による契約違反に対するてん補の申込みをしようとする者は、当該外国政府等との契約書等の書類</p> <p>五 その他日本貿易保険が必要とするもの</p> <p>2 第1項第1号ただし書に定めるもののほか、<u>第5号に定める書類のうち、申込み時点において入手が困難なものは、入手後速やかに提出するものとする。</u></p> <p>3～8 (略)</p>	<p><u>ては、その許可を証する書類</u></p> <p>四 <u>海外投資から生ずる取得金の送金を外国政府等が許可すべきことをあらかじめ約した場合にあっては、その事実を証する書類</u></p> <p>五 <u>海外投資に関し日本国政府の許可を受けた場合にあっては、その許可を証する書類(日本国政府への届出をした場合にあってはその届出を証する書類)</u></p> <p>六 <u>払い込み等を証する以下に掲げる書類</u>。ただし、送金額により取得のための対価の額を設定する場合に限る。また、申込み後に送金又は輸出を予定している場合は送金又は輸出後1月以内に別紙様式第3「海外投資保険送金確定通知書」とともにこれを提出する。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>七 約款(株)第2条第1項第6号の危険(以下「信用危険」という。)の場合にあっては、被保険投資の相手方の事業計画書</p> <p>八 当該被保険投資の相手方における直近の財務諸表等。ただし、簿価純資産額により取得のための対価の額を設定する案件に限る。</p> <p>九 約款(株)第2条第1項第4号の規定に基づき、外国政府等による契約違反に対するてん補の申込みをしようとする者は、当該外国政府等との契約書等の書類</p> <p>十 その他日本貿易保険が必要とするもの</p> <p>2 第1項第6号ただし書に定めるもののほか、<u>第1号、第3号、第4号、第5号又は第10号に掲げる書類のうち、申込み時点において入手が困難なものは、入手後速やかに提出するものとする。</u></p> <p>3～8 (略)</p>	
<p>(分割送金の特則)</p> <p>第3条 分割送金による投資を行う場合であって、第2回目以降の分割送金により保険金額を増額しようとする者は、当該分割送金の送金日から原則として1月以内に、別紙様式第3「海外投資保険送金確定通知書」及び第2条第1項第1号に規定する書類(既に提出のあった書類を除く。)の写しを本店等に提出するものとする。</p>	<p>(分割送金の特則)</p> <p>第3条 分割送金による投資を行う場合であって、第2回目以降の分割送金により保険金額を増額しようとする者は、当該分割送金の送金日から原則として1月以内に、別紙様式第3「海外投資保険送金確定通知書」及び第2条第1項第6号に規定する書類(既に提出のあった書類を除く。)の写しを本店に提出するものとする。</p>	
<p>(重大な変更の通知等)</p> <p>第4条 被保険者は、約款(株)第21条第1項、又は約款(不)第21条第</p>	<p>(重大な変更の通知等)</p> <p>第4条 被保険者は、約款(株)第21条第1項、又は約款(不)第21条第</p>	

新	旧	備考
1項の規定に基づき、被保険投資に関し重大な変更（別表2に掲げる変更をいう。）を行ったときは、当該変更を行った日から1月以内かつ保険期間内に別紙様式第4「海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書」及び当該変更を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。	1項の規定に基づき、被保険投資に関し重大な変更（別表2に掲げる変更をいう。）を行ったときは、当該変更を行った日から1月以内かつ保険期間内に別紙様式第4「海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書」及び当該変更を証する書類の写しを本店に提出するものとする。	
<p>（被保険投資の内容の変更請求）</p> <p>第5条 被保険者は、約款（株）第34条第1項又は約款（不）第33条の規定に基づき、保険契約の内容の変更を請求するときは、別紙様式第4「海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書」を本店等に提出するものとする。</p>	<p>（被保険投資の内容の変更請求）</p> <p>第5条 被保険者は、約款（株）第34条第1項又は約款（不）第33条の規定に基づき、保険契約の内容の変更を請求するときは、別紙様式第4「海外投資保険変更承認申請書及び変更請求書」を本店に提出するものとする。</p>	
<p>（他の保険契約の通知）</p> <p>第6条 被保険者は、約款（株）第11条又は約款（不）第11条の規定に基づき他の保険契約がある旨通知するときは、当該事実を知った日から1月以内に、別紙様式第5「海外投資保険における他の保険契約の通知書」を本店等に提出するものとする。</p>	<p>（他の保険契約の通知）</p> <p>第6条 被保険者は、約款（株）第11条又は約款（不）第11条の規定に基づき他の保険契約がある旨通知するときは、当該事実を知った日から1月以内に、別紙様式第5「海外投資保険における他の保険契約の通知書」を本店に提出するものとする。</p>	
<p>（取得のための対価の額等の変更請求）</p> <p>第7条 保険契約者は、約款（株）第38条又は約款（不）第37条の規定に基づき、取得のための対価の額（プレミアム相当額を証券で定める場合にあっては、証券で定めるプレミアム相当額を含む）又は配当金の額の変更に関する承認の請求をするときは、当該応当日の1月前までに、別紙様式第6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び日本貿易保険の指示により当該変更事由を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。</p>	<p>（取得のための対価の額等の変更請求）</p> <p>第7条 保険契約者は、約款（株）第38条又は約款（不）第37条の規定に基づき、<u>保険期間の開始の日の毎年の応当日以後の当該条項に定める事由に係る取得のための対価の額</u>（プレミアム相当額を証券で定める場合にあっては、証券で定めるプレミアム相当額を含む）又は配当金の額の変更に関する承認の請求をするときは、当該応当日の1月前までに、別紙様式第6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び日本貿易保険の指示により当該変更事由を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p>	
<p>（保険契約の解約請求）</p> <p>第8条 保険契約者は、運用規程第13条第1項に該当する場合について、約款（株）第19条又は約款（不）第19条に基づき、保険契約を解約しようとするときは、保険期間の開始の日の毎年の応当日の1月前までに、別紙様式6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び次に定める書類の写しを本店等に提出するものとする。</p>	<p>（保険契約の解約請求）</p> <p>第8条 保険契約者は、運用規程第13条第1項に該当する場合について、約款（株）第19条又は約款（不）第19条に基づき、保険契約を解約しようとするときは、保険期間の開始の日の毎年の応当日の1月前までに、別紙様式6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び次に定める書類の写しを本店に提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>一～二 (略)</p> <p>2 保険契約者は、運用規程第13条第2項に該当する場合について、約款(株)第19条又は約款(不)第19条に基づき、保険契約を解約しようとするときは、別紙様式6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び次に定める事項を記載した説明書(様式は任意)を本店等に提出するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>一～二 (略)</p> <p>2 保険契約者は、運用規程第13条第2項に該当する場合について、約款(株)第19条又は約款(不)第19条に基づき、保険契約を解約しようとするときは、別紙様式6「海外投資保険増額・減額承認請求書」及び次に定める事項を記載した説明書(様式は任意)を本店に提出するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>	
<p>(保険の目的等の譲渡に係る承認申請)</p> <p>第9条 被保険者は、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとするときは、約款(株)第35条又は約款(不)第34条の規定に基づき、譲渡前に、別紙様式第7-1「海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書」を本店等に提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に、別紙様式第7-2「海外投資保険保険目的等譲渡終了通知書」及び譲渡の事実を証する書類を本店等に提出するものとする。</p>	<p>(保険の目的等の譲渡に係る承認申請)</p> <p>第9条 被保険者は、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとするときは、約款(株)第35条又は約款(不)第34条の規定に基づき、譲渡前に、別紙様式第7-1「海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書」を本店に提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に、別紙様式第7-2「海外投資保険保険目的等譲渡終了通知書」及び譲渡の事実を証する書類を本店に提出するものとする。</p>	
<p>(担保権設定の承諾申請等)</p> <p>第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 被保険者は、前項第1号の規定に基づき担保権を設定したときは、約款(株)第37条第3項又は約款(不)第36条第2項の規定に基づき、当該設定の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-3「海外投資保険担保権設定通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。</p> <p>3 被保険者は、第1項第2号の規定に基づき質権又は譲渡担保権を設定したときは、約款(株)第37条第3項の規定に基づき、当該設定の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、</p>	<p>(担保権設定の承諾申請等)</p> <p>第10条 被保険者が、約款(株)第37条第1項、同条第2項又は約款(不)第36条第1項の規定に基づき日本貿易保険の承諾を得ようとするときは、次に定める申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 被保険者は、前項第1号の規定に基づき担保権を設定したときは、約款(株)第37条第3項又は約款(不)第36条第2項の規定に基づき、当該設定の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前)に別紙様式第8-3「海外投資保険担保権設定通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>3 被保険者は、第1項第2号の規定に基づき質権又は譲渡担保権を設定したときは、約款(株)第37条第3項の規定に基づき、当該設定の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、</p>	

新	旧	備考
<p>保険金の請求日前) に別紙様式第8 - 4「海外投資保険質権等設定通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。</p> <p>4 被保険者は、第1項第1号の規定に基づき設定した担保権を解除したとき又は担保権が消滅したときは、約款(株)第37条第3項又は約款(不)第36条第2項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前) に別紙様式第8 - 5「海外投資保険担保権解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。</p> <p>5 被保険者は、第1項第2号の規定に基づき設定した質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、約款(株)第37条第3項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前) に別紙様式第8 - 6「海外投資保険質権等設定解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店等に提出するものとする。</p>	<p>保険金の請求日前) に別紙様式第8 - 4「海外投資保険質権等設定通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>4 被保険者は、第1項第1号の規定に基づき設定した担保権を解除したとき又は担保権が消滅したときは、約款(株)第37条第3項又は約款(不)第36条第2項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前) に別紙様式第8 - 5「海外投資保険担保権解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>5 被保険者は、第1項第2号の規定に基づき設定した質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、約款(株)第37条第3項の規定に基づき、当該解除又は消滅の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前) に別紙様式第8 - 6「海外投資保険質権等設定解除等通知書」及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p>	
第11条～第24条 (略)	第11条～第24条 (略)	
<p>(信用危険てん補特約)</p> <p>第25条 約款(株)第2条第1項第6号の規定に基づき、信用危険をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第24「信用危険てん補特約申請書」を本店等に提出するものとする。</p>	<p>(信用危険てん補特約)</p> <p>第25条 約款(株)第2条第1項第6号の規定に基づき、信用危険をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第24「信用危険てん補特約申請書」を本店に提出するものとする。</p>	
<p>(部分損失特約)</p> <p>第26条 約款(株)第2条第2項の規定に基づき、被保険投資の相手方の事業の一部をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第25「部分損失特約申請書」を本店等に提出するものとする。</p>	<p>(部分損失特約)</p> <p>第26条 約款(株)第2条第2項の規定に基づき、被保険投資の相手方の事業の一部をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第25「部分損失特約申請書」を本店に提出するものとする。</p>	
<p>(事業拠点等特約)</p> <p>第27条 約款(株)第2条第3項の規定に基づき、被保険投資の相手方の一の事業拠点等(前項の特約を付した場合には当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等)をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第26「事業拠点等特約申請書」を本店等に</p>	<p>(事業拠点等特約)</p> <p>第27条 約款(株)第2条第3項の規定に基づき、被保険投資の相手方の一の事業拠点等(前項の特約を付した場合には当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等)をてん補対象とする特約の申込みをしようとする者は、別紙様式第26「事業拠点等特約申請書」を本店に提</p>	

新	旧	備考
提出するものとする。	出するものとする。	
第28条 (略)	第28条 (略)	
<p><u>(電子情報処理組織を使用した申込等)</u> <u>第29条 この細則に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p>		
<p>別表1</p> <p>海外投資保険提出書類一覧表</p> <p><u>別紙様式第1から第9及び第24から第27の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式第10-1から第23の提出先は本店とする。</u></p> <p>表 (略)</p>	<p>別表1</p> <p>海外投資保険提出書類一覧表</p> <p>提出先は、<u>本店</u>とする。</p> <p>表 (略)</p>	
<p>別表2</p> <p>被保険投資の重大な変更</p> <p>①～④ (略)</p> <p>注1～注2 (略)</p> <p>注3：④にあつては、被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企</p>	<p>別表2</p> <p>被保険投資の重大な変更</p> <p>①～④ (略)</p> <p>注1～注2 (略)</p> <p>注3：④にあつては、被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企</p>	

新		旧		備考
業の意思によらない変更等又は被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業が関与できない変更は除く。		業の意志によらない変更等又は被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業が関与できない変更は除く。		
別表3 (略)		別表3 (略)		
別表4 (第17条第1項第1号関係)		別表4 (第17条第1項第1号関係)		
約款(株)第2条のてん補危険の場合(抜粋)		約款(株)第2条のてん補危険の場合(抜粋)		
提出書類	備考	提出書類	備考	
3. 損失額を確認できる書類	(1) 約款(株)第2条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に該当する事由による保険事故の場合 ① 約款(株)第4条第1項の直前評価額を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類 (イ) 被保険投資の相手方の監査済財務諸表等の写し(約款(株)第2条第1項第1号の事由又は第2号から第4号までの損害が発生する前の直近のもの。以下(ロ)において同じ。) (ロ) 上記(イ)の提出が困難な場合は、被保険者の財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等の写し (ハ) 上記(イ)及び(ロ)の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めたその他の資料(上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方の未監査財務諸表等、出資金の払い込みを証する書類、公認会計士等が作成した合意された手続実施結	3. 損失額を確認できる書類	(1) 約款(株)第2条第1項第1号、第2号、第3号又は第4号に該当する事由による保険事故の場合 ① 約款(株)第4条第1項の直前評価額を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類 (イ) 被保険投資の相手方の監査済財務諸表等の写し(約款(株)第2条第1項第1号の事由又は第2号から第4号までの損害が発生する前の直近のもの。以下(ロ)において同じ。) (ロ) 上記(イ)の提出が困難な場合は、被保険者の財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等の写し (ハ) 上記(イ)及び(ロ)の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めたその他の資料(上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方の未監査財務諸表等、出資金の払い込みを証する書類、公認会計士等が作成した合意された手続実施結	

新	新	旧	旧	備考
	<p>果報告書など)</p> <p>② 約款 (株) 第4条第3項の直後評価額を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類</p> <p>(イ) 被保険投資の相手方の監査済財務諸表等の写し(当該事由の発生した後であって最も当該発生した時点に近いもの。以下(ロ)において同じ。)</p> <p>(ロ) 上記(イ)の提出が困難な場合は、被保険者の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等の写し</p> <p>(ハ) 事業地国の治安の悪化により公認会計士等の<u>保証</u>又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)又は(ロ)の提出が困難であると日本貿易保険が認める場合は、その他の資料(上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方の未監査財務諸表等、公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。)</p> <p><u>(2) (1)にかかわらず、約款 (株) 第3条第4項に基づいて補責任額を算定する場合は、次の①から⑤までに定める書類</u></p> <p><u>① 上記(1)①の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類</u></p> <p><u>② 事業の休止期間中(事業の休止の日以降3月以内に限る。)に発生した休止期間営業費用を日本貿易保険が確</u></p>		<p>果報告書など)</p> <p>② 約款 (株) 第4条第3項の直後評価額を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類</p> <p>(イ) 被保険投資の相手方の監査済財務諸表等の写し(当該事由の発生した後であって最も当該発生した時点に近いもの。以下(ロ)において同じ。)</p> <p>(ロ) 上記(イ)の提出が困難な場合は、被保険者の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等の写し</p> <p>(ハ) 事業地国の治安の悪化により公認会計士の<u>証明</u>又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)又は(ロ)の提出が困難であると日本貿易保険が認める場合は、その他の資料(上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方の未監査財務諸表等、公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。)</p>	

新	新	旧	旧	備考
	<p><u>認することができる帳票又は当該費用が発生したことを証する書類</u></p> <p>③ <u>事業休止直前においても当該費用が営業費用とされていたことがわかる書類</u></p> <p>④ <u>当該費用につき事業休止直前から変更が発生している場合はその内容がわかる書類</u></p> <p>⑤ <u>その他日本貿易保険が求めた書類</u></p> <p>③ 約款（株）第2条第1項第5号に該当する事由による保険事故の場合は、送金不能額を証する書類</p> <p>④ てん補すべき額を算定する基準となる各時点における被保険者の出資比率</p> <p>⑤ 約款（株）第3条第1項第2号若しくは第3項第1号に規定する取得金若しくは取得可能金、同約款第3条第1項第3号、第2項第3号、若しくは第3項第2号に規定する回収した金額、同約款第3条第2項第1号に規定される支出を要しなくなった金額、又は同約款第3条第2項第2号に規定する支出した金額（以下、別表4において「取得金等」という。）がある場合は、それらを証するものとして、次の①から④の書類</p> <p>① 取得金等が金銭又は金銭債権である場合は、当該控除対象金銭等の金額が確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等）</p> <p>② 上記①において日本貿易保険以外の保険会社等の保険による取得金等が</p>		<p>② 約款（株）第2条第1項第5号に該当する事由による保険事故の場合は、送金不能額を証する書類</p> <p>③ てん補すべき額を算定する基準となる各時点における被保険者の出資比率</p> <p>④ 約款（株）第3条第1項第2号若しくは第3項第1号に規定する取得金若しくは取得可能金、同約款第3条第1項第3号、第2項第3号、若しくは第3項第2号に規定する回収した金額、同約款第3条第2項第1号に規定される支出を要しなくなった金額、又は同約款第3条第2項第2号に規定する支出した金額（以下、別表4において「取得金等」という。）がある場合は、それらを証するものとして、次の①から④の書類</p> <p>① 取得金等が金銭又は金銭債権である場合は、当該控除対象金銭等の金額が確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等）</p> <p>② 上記①において日本貿易保険以外の保険会社等の保険による取得金等が</p>	

新		旧		備考
	ある場合は、当該保険の契約内容を確認できる書類、当該保険における事故レポート、及び受領済み又は受領見込みの保険金の額が分かる書類 ③ 取得金等が金銭又は金銭債権でない場合は、当該取得金等の額が分かる書類 ④ その他日本貿易保険が取得金等の確認をするにあたり必要と認めた書類		ある場合は、当該保険の契約内容を確認できる書類、当該保険における事故レポート、及び受領済み又は受領見込みの保険金の額が分かる書類 ③ 取得金等が金銭又は金銭債権でない場合は、当該取得金等の額が分かる書類 ④ その他日本貿易保険が取得金等の確認をするにあたり必要と認めた書類	

別表5 (第17条第1項第2号関係)

約款(不)第2条のてん補危険の場合(抜粋)

提出書類	備考
3. 損失額を確認できる書類	(1) 約款(不)第2条第1号、第2号又は第3号に該当する事由による保険事故の場合 ① 約款(不)第3条第1項の事故権利等について直前に評価した額を証するものとして、次の(i)又は(ii)のいずれかに定める書類 (i) 被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類の写し(公認会計士等が当該書類の適正性を保証したものであって、約款(不)第2条第1号の事由又は第2号若しくは第3号の損害が発生する前の直近のもの。) (ii) 事業地国の治安の悪化

別表5 (第17条第1項第2号関係)

約款(不)第2条のてん補危険の場合(抜粋)

提出書類	備考
3. 損失額を確認できる書類	(1) 約款(不)第2条第1号、第2号又は第3号に該当する事由による保険事故の場合 ① 約款(不)第3条第1項の事故権利等について直前に評価した額を証するものとして、次の(i)又は(ii)のいずれかに定める書類 (i) 被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類の写し(公認会計士が当該書類の適正性を証明したものであって、約款(不)第2条第1号の事由又は第2号若しくは第3号の損害が発生する前の直近のもの。) (ii) 事業地国の治安の悪化

新		旧		備考
	<p>により公認会計士等の<u>保証</u>又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)の提出が困難な場合は、その他の資料（公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。）</p> <p>② 約款（不）第3条第1項の事故権利等について直後に評価した額を証するものとして、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに定める書類</p> <p>(イ) 被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類の写し（公認会計士等が当該書類の適正性を保証したものであって、当該事由の発生した後の最も時点の近いもの。）</p> <p>(ロ) 事業地国の治安の悪化により公認会計士等の<u>保証</u>又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)の提出が困難な場合は、その他の資料（公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。）</p> <p>(2) 約款（不）第2条第4号に該当</p>		<p>により公認会計士等の<u>証明</u>又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)の提出が困難な場合は、その他の資料（公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。）</p> <p>② 約款（不）第3条第1項の事故権利等について直後に評価した額を証するものとして、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに定める書類</p> <p>(イ) 被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類の写し（公認会計士等が当該書類の適正性を保証したものであって、当該事由の発生した後の最も時点の近いもの。）</p> <p>(ロ) 事業地国の治安の悪化により公認会計士の<u>証明</u>又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)の提出が困難な場合は、その他の資料（公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。）</p> <p>(2) 約款（不）第2条第4号に該当</p>	

新		旧		備考
	<p>する事由による保険事故の場合は、送金不能額を証する書類</p> <p>(3) 約款（不）第3条第1項第2号に規定する取得金若しくは取得可能金、同約款第3条第1項第3号若しくは第2項第3号に規定する回収した金額、同約款第3条第2項第1号に規定する支出を要しなくなった金額、又は同約款第3条第2項第3号に規定する支出した金額（以下、別表5において「取得金等」という。）がある場合は、それらを証するものとして、次の①から④の書類</p> <p>① 取得金等が金銭又は金銭債権である場合は、当該控除対象金銭等の金額が確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等）</p> <p>② 上記①において日本貿易保険以外の保険会社等の保険による取得金等がある場合は、当該保険の契約内容を確認できる書類、当該保険における事故レポート、及び受領済み又は受領見込みの保険金の額が分かる書類</p> <p>③ 取得金等が金銭又は金銭債権でない場合は、当該取得金等の額が分かる書類</p> <p>④ その他日本貿易保険が取得金等の確認をするにあたり</p>		<p>する事由による保険事故の場合は、送金不能額を証する書類</p> <p>(3) 約款（不）第3条第1項第2号に規定する取得金若しくは取得可能金、同約款第3条第1項第3号若しくは第2項第3号に規定する回収した金額、同約款第3条第2項第1号に規定する支出を要しなくなった金額、又は同約款第3条第2項第3号に規定する支出した金額（以下、別表5において「取得金等」という。）がある場合は、それらを証するものとして、次の①から④の書類</p> <p>① 取得金等が金銭又は金銭債権である場合は、当該控除対象金銭等の金額が確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等）</p> <p>② 上記①において日本貿易保険以外の保険会社等の保険による取得金等がある場合は、当該保険の契約内容を確認できる書類、当該保険における事故レポート、及び受領済み又は受領見込みの保険金の額が分かる書類</p> <p>③ 取得金等が金銭又は金銭債権でない場合は、当該取得金等の額が分かる書類</p> <p>④ その他日本貿易保険が取得金等の確認をするにあたり</p>	

新		旧		備考
	必要と認めた書類		必要と認めた書類	